平成２９年（フ）第１５２７号
東京都足立区西新井本町３丁目６―24―202
債務者　松坂　知子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月８日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９８０号
大阪府茨木市真砂３丁目11番７号　ミューズコート201号
債務者　中野　修渡
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１４１号
大阪市中央区高津２丁目１番７―1503号
債務者　井上　　悟
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３０２号
大阪府豊中市服部本町４丁目５番36―406号
債務者　星　　俊輔
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６３２号
東京都葛飾区四つ木２丁目22―５―502
債務者　吉野　友実
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６３４号
東京都杉並区堀ノ内３丁目16―35―203
債務者　相馬　　明
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６４２号
東京都葛飾区立石６丁目13―11
債務者　永井　正雄
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６４５号
東京都大田区南久が原２丁目11―12―202
債務者　稲葉　繁樹
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６４７号
東京都新宿区北新宿３丁目12―15―102
債務者　喰田　美絵
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６５０号
東京都多摩市一ノ宮１丁目24―１―236
債務者　瀧澤　一人
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６６２号
東京都足立区南花畑５丁目１－５－707
債務者　富田　由美
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６６３号
東京都足立区南花畑５丁目１－５－707
債務者　富田　由奈
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６６５号
東京都清瀬市松山３丁目６―16―101
債務者　辻　　一彦
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６６７号
東京都中央区日本橋浜町２丁目60―２―501
債務者　中田　悦子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３２号
岡山市北区平野679番地１コーポ679―102号室、旧住所岡山市北区平野666番地67
債務者　藤原　光子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部